



こどもサポート情報

ご案内



中央市

目次

総合的な相談支援 1頁

(どこに相談すればいいか、わからない)

教育に関する支援 1頁

(子どもに教育を受けさせるための支援を受けたい)

生活に関する支援 2頁

(子どもを預けて、働きたい。用事を済ませたい)

保護者の就労に関する支援 3頁

(働くための資格を身に付けたい)

経済的な支援 4頁

(子どもを育てるための経済的な支援がほしい)

本冊子は、子どもを持つ家庭へのサポートを
とりまとめ、どんな支援を受けたいか、目的
ごとに掲載しています。

「利用してみたい」「詳しい話を聞きたい」
こんなときは、お気軽にお声掛けください。



どこに相談
すればいいか、
わからない。



障がい

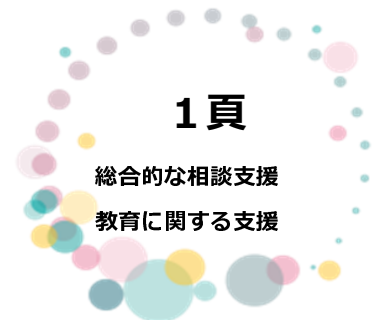
子どもに教育を
受けさせるための
支援を受けたい。



ひとり親家庭

ひとり親家庭

支援事業	妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	保護者	内容	外部 組織	連絡先
山梨県子育て 相談総合窓口 (かるがも) ※事業主体 県社会教育課 055-223-1771	○	○	○	○	○	○	身体・健康・情緒・食事・性格・生活習慣・発達・思春期の問題・幼稚園、保育所、学校関係・友達関係・親の関わり・家庭や親の問題など 子育てに関する悩み全般に対応します！ 相談はすべて無料・秘密は厳守します。 ●受付時間:月～金 午前9時～午後4時30分 土日祝日 午前9時～午後3時30分 (受付時間外は電話自動応答システム「安心子育てテレフォン」に接続します) ●相談員:元教員、元幼稚園教諭、元保育士が相談に応じます	○	055-228-4152 または 055-228-4153
子どもや家庭の相 談支援	○	○	○	○	○	○	家庭で抱える悩みや子育てでお困りの人を対象に、 家庭相談員、保健師が相談に応じます！ ●受付時間:月～金 午前8時30分～午後5時15分(祝祭日を除く) ●虐待通報:秘密厳守、虐待の有無を確認する必要はありません		市役所 子育て支援課 055-274-8557
障がい者相談支援 センター穂のか	○	○	○	○	○	○	障がいのある人や家族を対象に 、日常生活や社会参加などで困っていることを解決するためのお手伝いや、障がい者の権利擁護や虐待に関することなど、 相談支援専門員が相談に応じます！ ●受付時間:月～金 午前8時30分～午後5時15分(祝祭日を除く) ●所在地:中央市成島2266(市役所五穂庁舎敷地内 北側建物)	○	055-274-1100 または 【FAX】055-274-1103 【mail】chuo-showa- soudan@city.shuo.yamanashi. jp
高等学校等就学支援金					○	○	高所得世帯を除く世帯を対象に、高等学校等の授業料に充てる支給金の給付 を受けられます。支給金は授業料と相殺されるので、差額を納める形になります。	○	
高等学校等奨学給付金					○	○	低所得世帯を対象に、高等学校等の授業以外の経費の給付 を受けられます。 ●該当する経費:教科書費・教材費・学用品費・通学用品費・教科外活動費・生徒会費・PTA会費・入学学用品費・修学旅行費等	○	①公立高等学校の場合 県高校教育課 055-223-1769 ②私立高等学校の場合 県私学・科学振興課 055-223-1322
高等学校等入学準備サポート事業 給付金					○	○	高等学校等の入学時の制服代、体育着代等の経費の給付 を受けられます。	○	
学び直し支援金					○	○	高等学校等を中途退学した人が 再入学した場合 、高等学校等就学支援金は通算36か月で支給停止となるため、それを補助するための 学び直し支援金の給付 を受けられます。		
産業技術短期大学校等就学サポート 事業						○	経済的に余裕のない世帯の学生等の産業技術短期大学校・峡南高等技術専門校への就学を支援するための給付金 を受けられます。 ●産業技術短期大学校:塩山キャンパス0553-32-5200、都留キャンパス0554-43-8911 ●峡南高等技術専門校:富士川町0556-22-3171	○	産業人材育成課 055-223-1567
交通被災遺児奨学金		○	○	○			交通事故により主たる家計支持者を失った保育園児～中学生を対象に、奨学金等の給付 を受けられます。	○	山梨みどり奨学会 055-223-1852
育英奨学金貸付					○		交通事故により主たる家計支持者を失った高校生を対象に、奨学金等の貸与 を受けられます。	○	※所在地 県高校教育課内 055-223-1852
就学奨励金					○		交通事故により主たる家計支持者を失った高校生等を対象に、就学奨励金の給付 を受けられます。	○	
幼稚園就園奨励費補助		○				○	子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯を対象に、保育料等の減免 を受けられます。補助は減免を施した幼稚園に行います。		市教育委員会 教育総務課 055-274-8521
ひとり親家庭小中学校入学支度金			○	○		○	小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭を対象に、支度金の支給 を受けられます。 ●支給要件:所得税非課税世帯 ●申請期間:1月初旬から末日まで		市役所 子育て支援課 055-274-8557
(小中学校) 就学援助費支給			○	○		○	低所得世帯を対象に、小中学校の授業以外の経費の給付 を受けられます。 ●該当する経費:学用品費・教科外活動費・新入学生徒用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費 ●小学生の受給者が中学生になる場合、新入学生徒用品費の前支給があります		市教育委員会 教育総務課 055-274-8521
英語検定料助成金交付制度			○	○		○	小中学生の保護者を対象に、児童生徒1人につき年1回、英語検定協会の検定料の2分の1の助成 を受けられます。 ●提出期限:英検を受験した日の年度末まで		市教育委員会 教育総務課 055-274-8521
学習支援教室 (放課後子供教室)			○	○			すべての小中学生を対象に、学習支援 が受けられます。 ●毎週火曜19:00～21:00、田富総合会館 ●自己負担:年間1,000円		市教育委員会 生涯教育課 055-274-8522
学習支援教室「えんぴつひろば」 (生活困窮者自立相談支援事業)			○	○			低所得世帯の小中学生を対象に、学習支援 が受けられます。 ●毎週土曜9:00～19:00、田富総合会館 ●自己負担:なし		市役所 福祉課 055-274-8544
ひとり親家庭学習支援教室 (ひとり親家庭福祉会)			○	○	○		ひとり親家庭福祉会員の小学生～高校生を対象に、学習支援 が受けられます(会員以外応相談)。 ●毎週木曜17:00～19:00、玉穂総合会館 ●自己負担:100円	○	市役所 福祉課 055-274-8544



【平成31年4月】現在の内容を
掲載しています



子どもを預けて、働きたい。用事を済ませたい。

ひとり親家庭

ひとり親家庭

障がい

障がい

ひとり親家庭

支援事業	妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	保護者	内容	外部組織	連絡先
ひとり親家庭等日常生活支援事業		○	○	出産・育児・介護など		○		○	県母子寡婦福祉連合会 055-252-7014
ひとり親家庭の保育所の優先入所		○		ひとり親家庭の		○	保育認定を希望するひとり親家庭を対象に、入園選考に加算項目を設けて審査を受けられます(保育を必要とする事由が必要です)。		市役所 子育て支援課 055-274-8557
一時預かり事業		○				○	満1歳～小学校就学前の通園していない児童を対象に、保護者の入院などがあったとき、日中の間、保育園に一時的に預けて必要な保育を受けられます。 ●実施保育所: 田富第二保育園、田富北保育園、豊富保育園 ●自己負担:あり		田富第二保育園273-3072 田富北保育園 273-6301 豊富保育園 269-2011
延長保育事業		○				○	通園している児童を対象に、保護者の就労時間が延長となったときなど、通常の利用日・利用時間帯以外にも保育園に預けて必要な保育を受けられます。 ●実施保育所: 全ての保育園 ●自己負担:あり ●夜間、日曜・祝祭日は除く		それぞれの保育園
病児・病後児保育事業		○				○	0歳～小学6年生の児童を対象に、病気となったとき、病気が回復するまでの間、病院併設保育施設等に一時的に預けて必要な保育を受けられます。 ●実施施設: 県内15か所 ●自己負担:あり		市役所 子育て支援課 055-274-8557 ※施設を案内します
障がい児保育対策事業		○				○	通所や集団保育が可能な心身に障がいのある児童を対象に、保育を必要とする事由がある場合に保育園に預けて必要な保育サービスを受けられます。		
子育て短期支援事業(ショートステイ)		○				○	小学校就学前の児童を対象に、保護者の入院などがあったとき、原則7日間を限度として、施設に預けて必要な保護を受けられます。市役所に事前の申請が必要です。 ●実施施設: 乳児院ひまわり(甲斐市) ●自己負担:あり(ひとり親世帯の免除あり)		市役所 子育て支援課 055-274-8557
障がい児通所支援		○	○	○	○		18歳未満の身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児、国が指定する難病の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を受けられます。事前の申請が必要です。 ●自己負担:あり(負担上限額ほか軽減あり)		市役所 福祉課 055-274-8544
つどいの広場「笑」		○				○	0歳～3歳の乳幼児と保護者を対象に、気軽に集まり交流する場に参加できます。子育ての不安や悩みなどを話したり、小さいお子さんでも安心して遊ぶことができます。 ●毎週金曜10:00～16:00 ●玉穂総合会館または田富総合会館 ●自己負担:なし		市役所 子育て支援課 055-274-8557
親子教室		○				○	0歳～3歳の乳幼児と保護者を対象に、親子でふれあう遊びの教室に参加できます。 ●予約不要(月数回) ●玉穂総合会館 ●自己負担:年間1,000円		市役所 子育て支援課 055-274-8557 ファミリーサポートセンター事務局 274-3232
ファミリーサポートセンター		○	○			○	おおむね生後3か月～小学6年生のいる家庭を対象に、有償ボランティアによる子どもの預かり、小学校・児童館などの送迎の代行を受けられます。 ●自己負担:700円/1時間(補助あり)		市役所 子育て支援課 055-274-8557 ファミリーサポートセンター事務局 274-3232
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)			○			○	就労等により児童の帰宅時に保護者が不在の家庭を対象に、遊びと生活の場として利用できます。 ●三村小⇒玉穂中央児童館、玉穂北部児童館 ●玉穂南小⇒玉穂西部児童館 ●田富小⇒田富中央児童館 ●田富南小⇒田富杉の子児童館 ●田富北小⇒田富すみれ児童館、またあした ●豊富小⇒豊富保健センター ●実施日時:(平日)学校終了時～18:30、(学校の休校日)8:00～18:30 ●自己負担:あり		市役所 子育て支援課 055-274-8557
こども運動教室、ヒップホップダンス教室(放課後子供教室)			○	○		○	すべての小中学生を対象に、放課後や休日に、子どもが安全安心な居場所において、スポーツ体験が受けられます。 ●自己負担:年間1,000円 ●田富市民体育館、田富総合会館、又は玉穂総合会館		市教育委員会 生涯教育課 055-274-8522
ひとり親家庭への相談支援		○	○	○	○	○	ひとり親を対象に、ひとり親になったことで生じた生活や子ども、仕事などに関する相談を受けられます。 ●自己負担:なし		市役所 子育て支援課 055-274-8557
妊娠期～出産～育児の健康相談	○	○				○	妊婦を対象に、母子健康手帳の交付からはじまる各種健診において子どもと保護者の健康について相談を受けられます。 ●玉穂勤労健康管理センター ●自己負担:なし		市役所 健康推進課 055-274-8542
パパママ学級ほか両親学級	○					○	妊婦と夫を対象(一部妊婦のみ)に、人形を使ったおむつ替え体験や沐浴方法の指導などを受けられます。 ●要予約 ●玉穂勤労健康管理センター ●自己負担:なし		市役所 健康推進課 055-274-8542
産後ケア事業	○					○	産後に支援者がいない、育児不安からサポートが必要な母親を対象に、宿泊または日帰りで母体のケアと育児指導を受けられます。 ●健康科学大学産後ケアセンター(笛吹市)他 ●自己負担:あり(県と市から補助あり)		市役所 健康推進課 055-274-8542
予防接種		○	○	○	○		20歳未満の子どもを対象に、全額公費負担による定期予防接種を受けられます。		市役所 健康推進課 055-274-8542
養育支援訪問		○				○	養育支援が必要な家庭を対象に、訪問により具体的な養育に関する指導等を受けられます。		市役所 健康推進課 055-274-8542
すこやか相談		○				○	子育てに不安や悩みがある母親を対象に、保健師や栄養士による相談を受けられます。 ●予約なし(月2回) ●玉穂勤労健康管理センター ●自己負担:なし		市役所 健康推進課 055-274-8542
カウンセリング事業	○	○				○	カウンセリングを希望する母親を対象に、心理士や保健師による個別相談を受けられます。 ●要予約(月2回) ●玉穂勤労健康管理センター ●自己負担:なし		市役所 健康推進課 055-274-8542
子育て相談		○				○	子どもの発達に関する相談を希望する母親を対象に、児童発達相談員や保健師による個別相談を受けられます。 ●要予約(月2回) ●玉穂勤労健康管理センター ●自己負担:なし		市役所 健康推進課 055-274-8542
自立相談支援事業(生活困窮者自立支援事業)						○	経済的な問題などで生活に困っている人(生活保護者手前の人)を対象に、課題の把握、支援計画を踏まえた包括的な相談、就労支援を受けられます。	○	市社会福祉協議会 055-274-0294
家計相談支援事業(生活困窮者自立支援事業)						○	経済的な問題などで生活に困っている人(生活保護者手前の人)を対象に、自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成を受けられます。	○	市社会福祉協議会 055-274-0294

働くための資格を身に付けたい。



ひとり親家庭

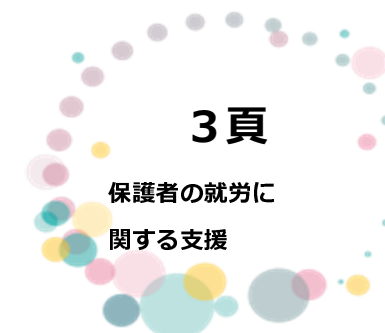
生活保護

ひとり親家庭

ひとり親家庭

ひとり親家庭

支援事業	妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	保護者	内容	外部組織	連絡先
チャレンジマザー就職支援事業							<p>出産・育児・介護などにより現在職に就いておらず、早期の再就職を望む母親を対象に、パソコン操作等の職業訓練を受けられます。</p> <p>●実施場所: 県就業支援センター(甲府市) ●土日祝日を除き、毎日9:10~15:50</p> <p>●自己負担: テキスト代、検定受験料以外のみ</p>		<p>県就業支援センター 055-251-3210</p>
母子家庭等就業・自立支援センター事業			○	○	○	○	<p>ひとり親家庭の保護者、児童(20歳未満)、寡婦を対象に、パソコン講座や介護職員初任者研修講座などを受けられます。</p> <p>●実施場所: 県母子家庭等就業・自立支援センター(甲府市)</p> <p>●自己負担: テキスト代、検定受験料のみ</p>	○	<p>県母子家庭等就業・自立支援センター 055-252-7014</p>
被保険者就労支援事業							<p>生活保護受給者を対象に、就労支援員による相談・助言、ハローワークへの同行などの支援を受けられます。</p>		<p>市役所 福祉課 055-274-8544</p>
自立支援教育訓練給付金事業							<p>ひとり親家庭の保護者を対象に、就労のための教育訓練講座を受講した後に、受講料の60%相当の給付金を受けられます。</p> <p>●支給要件: あり ●支給上限: 20万円、1万2千円未満の場合は給付対象外</p> <p>●対象講座: 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システムで検索</p>		<p>市役所 子育て支援課 055-274-8557</p>
高等職業訓練促進給付金等支給事業							<p>ひとり親家庭の保護者を対象に、資格取得の修業期間中に給付金を受けられます。</p> <p>●支給要件: あり ●期間上限: 3年</p> <p>●対象資格: 看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師</p>		<p>市役所 子育て支援課 055-274-8557</p>
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業							<p>上記の受給者を対象に、入学準備金及び就職準備金の貸付を受けられます。</p> <p>●返還免除: あり</p>	○	<p>県社会福祉協議会 055-254-8610</p>



3頁

保護者の就労に関する支援

【平成31年4月】現在の内容を掲載しています

生活保護

子どもを育てるための経済的な支援がほしい。



ひとり親家庭

障がい

障がい

ひとり親家庭

障がい

障がい

ひとり親家庭

ひとり親家庭

障がい

支援事業	妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	保護者	内容	外部組織	連絡先
生活保護	○	○	○	○	○	○	自分だけの力ではどうしても生活できない人を対象に、 程度に応じた経済的な援助と一日でも早く自分で生活できるように手助け を受けられます。		市役所 福祉課 055-274-8544
住居確保給付金 (生活困窮者自立相談支援事業)						○	離職後、2年以内で65歳未満かつ就労意欲があり、住宅を喪失または恐れのある人を対象に、 賃貸住宅等の家賃として給付金 を受けられます。 ●支給要件:あり ●支給期間:原則3か月	○	市社会福祉協議会 055-274-0294
一時生活支援事業 (生活困窮者自立相談支援事業)						○	住居のない生活困窮者を対象 に、一定期間に限り、 宿泊場所や衣食の提供など を受けられます。	○	市社会福祉協議会 055-274-0294
児童手当		○	○	○		○	中学校卒業までの子どもを養育している人を対象に、 手当の給付(または特例給付) を受けられます。 ●支給時期:6月、10月、2月		市役所 子育て支援課 055-274-8557
児童扶養手当		○	○	○	○	○	18歳に達する年度末までの子どもを養育しているひとり親などを対象に、 手当の給付 を受けられます(児童が一定の障がいがある場合は、20歳まで延長する手続きがあります)。 ●所得制限:あり ●支給要件:あり		市役所 子育て支援課 055-274-8557
特別児童扶養手当		○	○	○	○	○	中度以上の障がいのある20歳未満の子どものいる家庭を対象に、 手当の給付 を受けられます。 ●支給要件:あり		市役所 福祉課 055-274-8544
障害児童手当		○	○	○	○	○	重度の障がいのある20歳未満の子どもを対象に、 手当の給付 を受けられます。 ●支給要件:あり		市役所 福祉課 055-274-8544
子ども医療費助成金		○	○	○		○	中学3年生までの子どもを対象に、 県内の医療機関を受診する場合、保険診療分の医療費が窓口で無料 で受けられます。 ●窓口無料にならない償還払いとなるもの:受給資格者証などの不提示、県外の医療機関等を受診、整骨やマッサージなどの療養費、入院時食事療養費、国民健康保険加入者の一部		市役所 子育て支援課 055-274-8557
ひとり親家庭医療費助成金		○	○	○	○	○	18歳に達する年度末までの子どもを養育しているひとり親、子どもなどを対象に、 県内の医療機関を受診する場合、保険診療分の医療費が窓口で無料 で受けられます。 ●支給要件:所得税非課税世帯 ●窓口無料にならない償還払いとなるもの:受給資格者証などの不提示、県外の医療機関等を受診、整骨やマッサージなどの療養費、中学3年生までの入院時食事療養費		市役所 子育て支援課 055-274-8557
乳幼児用チャイルドシート貸与		○				○	1歳未満児の保護者を対象に、 乳幼児用チャイルドシートの無償貸出 を受けられます。 ●申請先:危機管理課、玉穂窓口課、豊富窓口課		市役所 危機管理課 055-274-8519
実費徴収に係る補足給付		○				○	生計が困難である世帯の園児を対象に、 通園に必要な日用品、文房具等の購入費用又は行事への参加に要する費用の一部の補助 を受けられます。		市役所 子育て支援課 055-274-8557
難聴児補聴器購入費助成	○	○	○	○	○	○	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中度等の18歳未満の難聴児を対象に、 補聴器購入費の一部の補助 を受けられます。 市役所に事前の申請が必要 です。 ●支給要件:あり ●用具の種類:指定あり		市役所 福祉課 055-274-8544
生活福祉資金貸付制度						○	低所得者、障がい者又は高齢者を対象に、 資金の貸付と必要な相談支援 を受けられます。 ●生活支援費:生活再建までの間に必要な生活費用 ●住宅入居費:敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用 ●一時生活再建費:就職・転職を前提とした技能取得に要する経費、滞納している公共料金等の建て替え費用、債権整理をするために必要な経費 ●福祉費:生業を営むために必要な経費、住宅の増改築・補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費、災害を受けたことにより臨時に必要な経費、冠婚葬祭に必要な経費など ●緊急小口資金:緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ●教育支援費:高等学校・大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費 ●就学支度費:高等学校・大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	○	市社会福祉協議会 055-274-0294
母子父子寡婦福祉資金貸付制度		○	○	○	○	○	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭、寡婦などを対象に、 資金の貸付 を受けられます。 ●事業開始資金 ●事業継続資金 ●技能習得資金 ●修業資金 ●医療介護資金 ●生活資金 ●就職支度資金 ●住宅資金 ●転宅資金 ●修学資金:子どもが高校、大学等に就学するため ●就学支度資金:入学準備のため ●結婚資金:子どもの結婚の支度のため	○	県中北保健福祉事務所 福祉課 237-1381
生活福祉資金等償還金の利子補給						○	次に掲げる資金の貸付を受けている人を対象に、償還金の利子の全額補助 を受けられます。 ①生活福祉資金 ※貸付は、社会福祉協議会 ②母子父子寡婦福祉資金 ※貸付は、県中北保健福祉事務所 ③高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金		①、③市役所 福祉課 055-274-8544 ②市役所 子育て支援課 055-274-8557